

茨木市ユースプラザ事業委託業務仕様書(案)

1 業務名

ユースプラザ事業委託業務

2 業務の目的

子ども・若者（中学生から概ね 39 歳）が、様々な社会経験や交流ができる居場所と相談窓口を提供するとともに、子ども・若者とその保護者を支援するための連携体制の構築を図る。

3 実施体制について

(1) 開設日・時間

ユースプラザの開設日は、週 4 日以上(日曜日・祝日・年末年始は除く)とし、開設時間は、午前 9 時から午後 9 時とする。

(2) 従事者の体制

「相談・保護者支援」「関係機関との連携」に相談支援コーディネーターとして従事する業務責任者(常勤) 1 名、「居場所・社会体験の場の提供」に従事する支援員(常勤) 1 名・補助スタッフ(アルバイト) 1 名を最低配置すること。

(3) 従事者に求めるスキル等

特別な資格は求めないが、教育や進路などの相談経験を有する者など、子ども・若者支援に従事した経験のある者とする。

なお、原則、業務委託期間中は、同一の者を配置することとするが、変更する場合には、協議を要するものとする。

4 業務内容について

(1) 居場所・社会体験の場の提供

ア ふれあい・交流サロンの開設

平日の放課後や休日、長期休業中に中高生等が気軽に立ち寄り、友達と楽しく話したり、勉強を教え合ったりできる広場を開設すること。

◇ 要求水準

(ア) 原則週 4 日、少なくとも午後 5 時から午後 9 時まで開設すること。

(イ) 利用定員は 15 人以上とすること。

(ウ) 中高生等の子ども・若者が気軽に立ち寄れるような工夫を施すこと。

イ 生きづらさを抱える子ども・若者の居場所の設置

ひきこもりや不登校などの傾向にある、生きづらさを抱える子ども・若者が安全・安心に過ごすことのできる居場所を提供し支援すること。

◇ 要求水準

- (ア) 原則週4日、少なくとも午後1時から午後4時まで開設すること。
- (イ) ひきこもり・不登校・ニート・非行などの傾向にある生きづらさを抱えた子ども・若者を対象とした安全・安心な居場所を提供すること。
- (ウ) 利用定員は5人以上とすること。
- (エ) 子ども・若者が気軽に立ち寄れるような工夫を施すこと。
- (オ) 居場所には、少なくとも支援員もしくはスタッフを1名配置すること

ウ 社会経験等の推進

子ども・若者の自主性を育む取組として、子ども・若者が興味・関心のあることをテーマにしたセミナーの開催や社会経験、職業観の育成、スポーツ活動等の機会を提供するとともに、地域行事との連携により子ども・若者の豊かな育ちを支援すること。

◇ 要求水準

- (ア) セミナーは、2か月に1回程度実施すること。
- (イ) 社会経験等は、2か月に1回程度実施すること。
- (ウ) スポーツ活動は、月1回程度実施すること。
- (エ) 職業観を育成する事業は、年間5日以上実施すること。
- (オ) 地域の方と連携し、子ども・若者を対象とした文化・交流事業を年1回以上開催すること。
- (カ) 地域で実施する取組に積極的に参加すること。

エ 自学自習の場の提供

自学自習の場を提供することにより、子ども・若者の学習意欲の向上や学習の習慣化が図られるよう取組を進めること。

◇ 要求水準

- (ア) 原則週4日、少なくとも午後5時から午後9時まで開設すること。
- (イ) 家庭学習が定着するよう月2回程度学習支援を実施すること。

(2) 相談・保護者支援の実施

ア 子ども・若者と保護者等の相談窓口の開設

相談窓口を開設し、相談を希望する子ども・若者と保護者等からの相談に応じ支援するとともに、必要に応じて関係機関へつなぐこと。

◇ 要求水準

- (ア) 電話による相談を受け付け、必要に応じて個別相談につなげること。また、他機関への紹介・引継ぎ、その他情報提供を行うこと。
- (イ) 個別相談については、少なくとも午後相談と夜間相談を各週2日2時間確保すること。
- (ウ) 個別相談には、少なくとも相談支援コーディネーターを1名配置すること。

- (エ) 相談支援コーディネーターによる面談を行い、相談者が抱える課題の整理、目標の設定等を行うこと。
- (オ) 電話相談や来所相談の内容により、相談支援コーディネーターが必要に応じて家庭訪問を行うこと。

イ 保護者支援の実施

保護者の悩みごとや困りごとに応じたセミナーを開催し、同じ課題を抱える保護者同士が情報交換等を行う事により、不安の解消と保護者同士のつながりを深める取組を実施すること。

◇ 要求水準

- (ア) セミナーは、2か月に1回程度実施すること。

(3) 関係機関との連携

ア 子ども・若者支援団体との連携

こども食堂運営事業者や学習・生活支援事業受託者などの子ども・若者支援に関わっている団体との連携を図る中で、支援が必要となる子ども・若者とその保護者を発見し、それぞれの状況に応じて、必要な施策や支援機関につなぎ、問題の解決を図ること。

イ 市・学校・地域との連携

生活保護ケースワーカーや学習・生活支援員、小中学校の教諭・SSW、CSW、青少年指導員など、子ども・若者支援の関係者との連携体制を整え、対象となる子ども・若者とその保護者に関する会議を開催し、それぞれの状況に応じて、必要な施策や支援機関につなぐとともに、複雑なケースについては、子ども・若者支援地域協議会に対し専門的な支援を依頼し、適切な支援やサービスにつなげ、問題の解決を図ること。

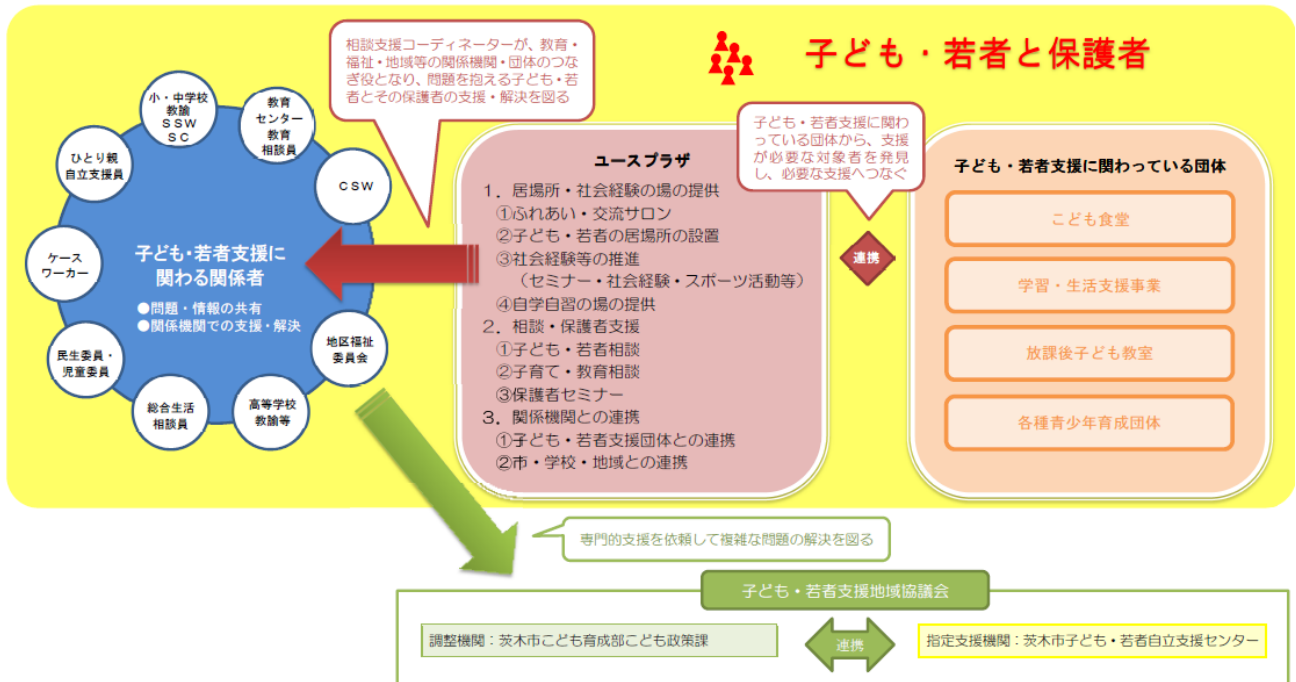
(4) その他

地域の課題解決に向けた研修及び業務従事者に必要な研修を計画的に実施し、その知識・技術の向上を図ること。また、本市主催の研修会等の機会を積極的に活用すること。

5 実施場所について

- ① 北ブロック：大阪府営安威住宅
- ② 東ブロック：総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館
- ③ 南ブロック：沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館
- ④ 西ブロック：豊川いのち・愛・ゆめセンター分館とする。

6 ユースプラザのイメージ



7 利用料について

ユースプラザで実施する業務の利用料は、原則無料とする。

ただし、事前に委託者と協議の上、必要と認められる範囲で、利用料以外の実費負担を利用者に求めることができる。

8 報告等について

- 受託者は、委託者に対し、業務従事者の名簿を速やかに提出するものとし、変更があった場合も報告しなければならない。
- 業務の実施状況の確認のため、実績報告書に、従事者の出勤簿の写し、月次報告書を添付して、毎月委託者へ提出すること。
- 委託者は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるので、協力すること。
- 業務の実施にあたっては、委託者と必要な連携を図るとともに、協議を行いながら真摯に履行すること。また、別途、委託者が指示する会議等に参加すること。
- 業務実施期間中において、支援対象者及び業務従事者に事故等があった場合には、受託者の責任において対応するものとし、併せて直ちに委託者に報告すること。
- 事業実施にあたって、利用者及び市民等の意見の把握に努め、年1回以上自己評価を行い、委託者へ報告すること。

9 備品等について

ユースプラザ事業に関して委託者で購入した備品及び受託者で購入した備品類は、適切

に管理・使用し、受託者が変更となった時には、その受託者へ引き継ぐこと。

10 経費等

人件費・事業費等の必要なものは委託料で賄うものとする。

ただし、いのち・愛・ゆめセンター別館及び分館の管理経費(施設使用料、光熱水費、施設管理費)は、委託者が負担する。また、大阪府営安威住宅の管理経費(賃借料、光熱水費、総合保険)についても、委託者が負担する。

なお、大阪府営安威住宅B-22棟集会所の光熱水費(月額3,000円)は委託料で賄うものとする。

11 秘密の保持・情報提供及び個人情報の取扱い

(1) 受託者は、業務で知り得た情報を他に漏らし、又は委託業務の用途以外に利用してはならない。なお、業務終了後も同様とする。

(2) 個人情報について、第三者に提供しないこと。また、保管・使用及び搬送に際しては、事故のないよう適正に行うこと。

12 業務の引継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき(満了後も引き続き業務を遂行することになる場合を除く。)又は契約書に基づく契約の解除があるときの業務の引継ぎは、次のとおりとする。

(1) 受託者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、委託者に引き渡すものとする。

(2) 受託者は、委託者及び次期受託者から資料等の請求があった場合は、受託者の不利益になると委託者が認めた場合を除き応じるものとする。

なお、委託者が、引継不十分と認めた場合は、受託者は、委託期間終了後であっても無償で次期受託者に引き継ぎを行うこと。

13 その他

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議し、その指示に従うものとする。また、受託者は、本業務の実施に先立ち、日程及び具体的実施内容についての調整を行うため、委託者と事前の打ち合わせを行うこととする。